

新型コロナウイルス感染症による 偏見や差別について

特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、**偏見や差別を防止するための規定**が設けられました。国や地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行っております。身の回りで差別的な行為が行われていないか、自分もそうした言動をとったりしていないか注意しましょう。

こうした差別や偏見は決して許されません



ウイルス感染したことを
理由に職場を解雇された

感染者個人の名前や行動を特定し
SNS等で公表・非難された



身近で感染者が出たことを理由に
保育園等の利用を拒否された

無症状・無自覚で訪れた店から
謝罪や賠償を強要された



差別防止啓発のため規定が設けられました

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)(抄)
(令和3年2月13日施行)

(知識の普及等)

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一、新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二、新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三、前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

差別行為にお悩みの方は無理せず相談窓口へ

【法務省】 人権相談窓口における相談受付

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

【厚生労働省】 都道府県労働局における相談受付

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>

【文部科学省】 子供のSOS相談窓口における相談受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



作成: 関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL: 048-631-2211 FAX: 048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考 : 厚生労働省